

企業行動憲章実行の手引き（第6版） 改定のポイント
 —第5版から追加・変更した内容等—

2010年9月14日
 (社)日本経済団体連合会

第1章 社会的に有用で安全な商品・サービスの開発・提供	
改定のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ◇消費者庁・消費者委員会の創設や関連法制の改正など、新たな消費者政策の動きに対応 ◇法律用語に照らし、対象範囲をより広く捉える観点から、「製品」を「商品」に変更 ◇商品・サービスの提供にあたり、安全確保の重要性を強調 ◇「背景」と「基本的心構え・姿勢」の記述を再整理（事業活動を通じたCSRの重要性の高まりを「背景」に記載等） ◇消費者の啓発活動に努めることを明記
1-1	<ul style="list-style-type: none"> ◇商品・サービスの提供等にあたり、環境問題など持続可能な社会の発展にも配慮 ◇消費者・顧客ニーズの把握・活用にあたり、開発・設計部門のみならず生産・販売部門とも連携
1-2	◇不具合情報を再発防止に活かす体制の整備
1-3	<ul style="list-style-type: none"> ◇商品・サービスに関する情報を適切かつわかりやすく提供 ◇政府や消費者団体などと協力しつつ、消費者の啓発活動に自主的に取り組むよう努力
1-4	◇消費者・顧客の声を商品・サービスの改良・開発に反映
第2章 公正・透明・自由な競争、政治・行政との健全な関係	
改定のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ◇独占禁止法の改正や国際的な競争政策の執行状況、制裁の厳格化などを反映 ◇知的財産について、その活用と権利の保護に係る記述を整理
2-1	◇国内外の法制度を踏まえ、競争法遵守の認識強化や体制整備の推進
2-2	◇荷主をはじめすべての関係者におけるトラック輸送の安全性確保の徹底
2-3	◇知的財産の活用による社会への貢献とともに、内外における知的財産権保護意識の涵養
2-4	◇安全保障貿易管理に関する最近の法令改正を反映
第3章 企業の情報開示・コミュニケーション、情報管理	
改定のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ◇ステークホルダーへの情報提供のみならず、 双方向のコミュニケーション、ステークホルダー・エンゲージメントの考え方を反映 ◇後半に情報管理として、インサイダー取引(旧3-2)、個人情報・顧客情報の保護(旧1-5)を記載
3-1	◇海外投資家も念頭においた、株主・投資家に対するわかりやすい情報提供に努力
3-2	◇各種報告書など情報を定期的に開示
3-3	◇双方向コミュニケーション、ステークホルダー・エンゲージメントの考え方を念頭においた活動の展開
3-5	◇個人情報・顧客情報の保護・管理体制の整備
第4章 従業員の多様性・人格の尊重、安全で働きやすい就労環境	
改定のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ◇労働関係法令の改正への対応 ◇雇用・就労形態の多様化への対応
4-1	◇労働関係法令の改正を踏まえ、仕事と生活の両立支援制度の充実などへの努力
4-2	◇労働関係法令の改正を踏まえ、就業規則などでの均等・均衡待遇原則の徹底、 育児・介護休業や短時間勤務の取得などを理由とする不利益取り扱いの禁止
4-3	<ul style="list-style-type: none"> ◇職場のリスクアセスメントの努力、従事者の安全衛生慣行の定着の支援 ◇生活習慣病予防のための指導、受動喫煙防止対策の徹底 ◇年次有給休暇の取得促進による健康確保、 職場での対人関係トラブルによる精神不調の発生予防のための意識啓発
4-4	◇従業員の主体的なキャリア形成を促す研修・能力開発機会の提供
4-5	<ul style="list-style-type: none"> ◇建設的な協議・交渉の実践に加え、健全な労使関係の維持・発展に努力 ◇トップの経営方針やミッションの達成に向け、従業員との情報の共有化や信頼感の醸成の必要性
4-6	◇自社のみならずグループ企業もそれぞれ児童労働、強制労働を排除する取り組み、取引先にも要請

第5章	環境問題への主体的な取り組み
改定のポイント	◇環境問題への認識の高まりや各種環境法の整備に対応 ◇章の構成に関し、低炭素社会、循環型社会、環境リスク対策、生物多様性の分野別に整理し記載
5-1	◇地球規模で低炭素社会の構築への取り組み ◇低炭素社会実行計画の策定、世界最高レベルのエネルギー効率の追求、革新的な技術開発、海外技術移転 ◇オフィス・家庭における省エネの推進、従業員や社会一般に対する啓発活動、科学的分析などへの協力
5-2	◇処分場逼迫問題のみならず省資源、資源生産性向上の観点からも、循環型社会形成への取り組み ◇国際的な資源循環への貢献 ◇消費者や自治体に対し、排出抑制・分別排出の徹底に向けた啓発活動、わかりやすい識別表示など
5-3	◇市民・従業員の健康と安全の確保はもちろん環境への影響にも配慮し、環境負荷と環境リスクの低減 ◇公害防止統括者の責務と役割の明確化など実効ある環境管理体制の整備と運用 ◇技術・ノウハウの開発・普及、海外移転、事業活動全般に係る環境情報の提供
5-4	◇事業活動における生物多様性への負荷の低減や持続可能な利用のための取り組みの推進 ◇技術開発の推進、企業内での研修教育の推進、NPOやNGOとの連携の構築など ◇最近における経団連の活動(自然保護協議会、生物多様性宣言等)の紹介
第6章	社会貢献活動の推進
改定のポイント	◇社会貢献活動の実践に即して、章の構成を大幅に変更 ◇社会的課題や取り組み手法について、様々な環境変化に対応して整理
6-1	◇基本理念の明確化から活動結果の評価に至るまで、各社における社会貢献活動の推進方策についてPDCAサイクルとして具体的に提示
6-2	◇人権問題やソーシャルインクルージョンなど、近年注目を浴びつつある新たな課題を含め、各社において対象となる社会的課題を「取り組むべき課題の例」として列挙
6-3	◇幅広いステークホルダーとの連携・協働の推進
第7章	反社会的勢力との関係遮断
改定のポイント	◇日常的な取引関係を仮装する、反社会的勢力活動の不透明化・巧妙化について指摘
7-2	◇反社会的勢力排除の手段として、契約や取引約款における暴力団排除条項の導入
7-3	◇反社会的勢力に関する情報のデータベース化と社内における幅広い共有
第8章	事業活動のグローバル化に対応した各国・地域への貢献
改定のポイント	◇事業活動のグローバル化に対応し、企業の行動規範や各国・地域の法律の遵守に加え、人権を含む各種の国際規範の尊重を強調
8-1	◇人権侵害を予防する措置やチェックする仕組み、人権侵害があった場合に対応する仕組みの導入 ◇事業活動を展開する各国・地域の支店や事業所などに対し、経営理念や行動規範などの徹底
8-3	◇各国・地域の事情や経営状況などに応じた適切な労働環境の整備への努力
8-4	◇各国・地域の取引先に対しても、法律遵守の徹底と各種の国際規範の尊重を要請
8-5	◇不正競争防止法に準じ、「不当な利益」を「不正な利益」に変更
第9章	経営トップの責務
改定のポイント	◇経営トップは、社内のみならず企業グループ全体で、企業行動憲章の精神の実現を徹底
9-4	◇企業グループ全体における企業倫理の徹底とCSRの推進、サプライチェーンをはじめとする取引先などへ促す
9-5	◇ヘルプラインの整備にとどまらず、情報を活用することにより企業活動の改善に寄与
第10章	経営トップの不祥事への対応
改定のポイント	◇変更なし